

# インド物品・サービス税（GST）アップデート

(2017年9月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地 KPMG に作成委託し、2017年9月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび KPMG は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所  
E-mail：IND@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

## 目次

はじめに.....	1
1. GST コンプライアンスの内容.....	1
2. GST 税率.....	2
3. 物品の移動に対する課税と E-Way Bill.....	2
4. アンチ・プロフィタリング規制.....	3

# インド物品・サービス税（GST）アップデート

## はじめに

2017年7月1日に物品・サービス税（以下、GST）制度への移行が行われている。経済界から GST 導入を大きく歓迎するコメントがあり、導入当初は今後の経済成長への期待から大きく株価が上昇した。しかしながら、GST 導入前の第1四半期（4～6月）の売上等の伸びは、消費者の GST 移行を見越した買い控えや、業者の在庫調整により鈍化した。導入後の7月以降についても移行に伴う混乱が生じた影響により、特定業種では引き続き、業績が低調な状況が継続している。

GST 導入日以降、移行時点では明確にされていなかった項目、および導入時点からの修正に関する通知が GST 評議会から発表されている。以下では、GST に関する基本的なコンプライアンスの内容と、直近までに GST 評議会から通知があった事項のアップデートについて説明する。なお、本書は GST 評議会から通知があった事項のすべてを網羅するものではなく、主要な項目のみを伝えており、また、情報は 2017年9月12日時点のものである。

## 1. GST コンプライアンスの内容

GST の納税主体は、すべての法人、組合、自治体および団体が含まれ、当納税主体の売上高が一定金額（一部地域を除き 200 万インドルピー以上）を超過した場合、GST 登録が必要になる。当該登録は事業者が事業を行う各州ごとに実施する必要がある、各州ごとの登録に基づき、GST に関するコンプライアンスの履行が要請される。GST に関するコンプライアンスは GSTN ポータル上にて行うが、GSTN への必要情報のアップデートは、GSTN サイトに直接請求書情報を入力する、オフライン・ツールと呼ばれる政府が配布しているアップロードツール

を用いて入力する、および、GST アップロードのサービスプロバイダーを介して入力する方法がある。

## 2. GST 税率

GST 評議会は、2017 年 6 月に物品等に課せられる税率をおおむね確定させているが、当評議会では、約 70～80 品目の物品および 20～30 項目のサービスに対する税率が再検討されている。自動車に関しては、中型セグメント車両に対する GST 税率は、GST 導入時には 48%から 43%に引き下げられていたが、現在では、2%増の 45%に税率が引き上げられている。大型車両に対する従来までの間接税税率より 8%の税率の引き下げがあったが、追加目的税 (Cess) が 5%増加されてる。SUV 車両についても、大型車両と同様に従来税率より 11%の税率引き下げがあったが、追加目的税が 7%増加している。なお、ハイブリッド車両、小型ディーゼル車両、小型ガソリン車および 13 人乗りの車両については、従来税率からの変更はない。

## 3. 物品の移動に対する課税と E-Way Bill

従来の間接税制度では、製造拠点から倉庫への製品の移動や、同じ企業内での支店間の製品の移動時において中央販売税は課税されていなかったが、GST 制度では、州をまたいで行われる物品の移動について課税対象となっている。製品移動時に支払った GST 税額は納税時に税額控除として控除が可能だが、これまで不要であった税額の支払いが必要になることから、一時的にキャッシュ・フローに影響を与えることになる。

当該物品等の移動時に課される GST については、E-Way Bill と呼ばれる電子運送証明書を用いる必要がある。GST 移行時においては、詳細が決定していなかった E-Way Bill に関する通知を政府は 8 月末に発表している。E-Way Bill は、インド国内での物品の移動をネットワークで管理し、物品の移動時に課せられる GST 額を管理、徴収する仕組みである。従来まで州境で必要になっていた移動物品のチェックが大幅に簡素化することを GST 評議会は約束しており、インド国内での物流コストの効率化が期待される。なお、E-Way Bill に関する規制は

GST 法で免税とされている物品には適用はない。5 万インドルピー以上の価値を有する物品を移動させる際には、物品移動前に GSTN 上の EWB-01 フォームを利用して必要情報を入力することが必要になる。輸送時に、物品を移動させる方、物品を受領する方の双方で GSTN から E-Way Bill を出力する。物品移動時に運送業者を利用する場合、発送人は当該輸送業者の情報を GSTN に入力する必要がある。輸送業者が E-Way Bill を出力する。出力した E-Way Bill の有効期日は、荷受地が 100Km までの場合には 1 日、100Km 超の場合には 100Km ごとに追加で 1 日ずつ、有効期限が延長される。運搬業者は、E-Way Bill の写しと共に、移動物品の請求書を所持することが必要になる。

#### 4. アンチ・プロフィタリング規制

GST 制度では、アンチ・プロフィタリング (Anti-profiteering) 規制が設けられており、GST 制度導入に伴う恩恵につき、最終消費者に転嫁することが要請されている。当規制に関し、アンチ・プロフィタリング当局の設置につき、政府が通知を行っている。当該当局は、GST 導入に伴う減税や恩恵の効果を、価格の引き下げというかたちで消費者に転嫁しているかを監督し、転嫁していないケースを特定した場合には、価格の引き下げ、消費者への還元、社会保障制度への拠出、GST 登録の抹消および罰金の命令を下す可能性がある。具体的な規制の内容は明確ではなく、当局が個別事象ごとに判断するかたちになる見込みである。